

# ニュースレター

本年ものぞみの園の円滑な運営と更なる発展のために皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇ 今回のニュースレターの

一〇ページに掲載しているように、昨年十一月、地域移行事業によりものぞみの園を退所した利用者数が百人に達しました。独立行政法人への組織替えを契機に、かつて「終の棲家」を約束した旧国立コロニーから一八〇度方向転換して地域移行事業に取り組んだ七年間の実績として、様々な評価があり得ると思

います。

◇ それはともかく、

平均年齢は五十八歳、平均入所期間は三十三・五年、移行先は三十二都道府県にわたるといふ百人の移行事例の積み重ねは、関係自治体や移行先の事業所・施設をはじめとする全国の関係者の皆様から格別のご支援、ご協力を賜ったからこそ実現できたものであり、改めて厚く御礼申し上げます。

また、この百の移行事例は、全国的に地域生活支援の基盤整備が十分でない状況の中で、試行錯誤を繰り返しながら粘り強く、かつ、果敢に

取り組み、東奔西走してきた職員の並々ならぬ苦労が結実したものであるということこそ是非ご理解いただきたいと思

◇ 地域移行事業を推進するた

めに、「のぞみの園での生活は安心・安全」と信頼していただいているご家族に対して、機会あるごとに「入所利用者ご本人のこれからの人生を考える上で地域生活にチャレンジすることは大変大切な選択肢であり、移行した皆さんは新しい生活に満足している」旨を強調してきました。

## 新年明けましておめでとうございませう

理事長 遠藤 浩

月一日現在(三五一人)の高齢化と機能低下が着実に進んでおり、地域移行が現実的に困難と言わざるを得ない人たちが一部いることも否めません。六十歳以上の人は一七八人、五十歳から五十九歳の人は一二八人と五十歳以上の人が八七割を占め、これらの中に常時医療的配慮と高度の介護を必要とする人が五十人以上含まれています。

入所利用者が高齢化し、高度の介護を要する場合も、かつて国として終生保護を約束して受け入れた人たちであ

り、また、高齢化しても知的障害者支援という視点は欠かせないことから、のぞみの園での生活を継続する入たちについて、四十年をかけて培ってきた知的障害者支援の専門性に高齢者支援の専門性を加味することにより、一人ひとりのニーズに的確に対応した支援を提供していく必要があると考えています。

このため、一昨年から高齢者支援の専門家を招聘し、支援の現場における職員指導をお願いし、昨年からは、全職員を対象に、高齢者支援の専

門性を学ぶためのセミナーも隔月で開催しています。また、知的障害者の認知症に関するスクリーニングスケールの開発とケアの在り方に関する研究、知的障害者の摂食嚥下障害に関する研究とリハビリテーションなどにも取り組んでいます。

そもそもものぞみの園は、モデル的な実践や調査研究を通じてその時々障害者政策の課題の解決に寄与していく役割を担っていることに鑑みれば、職員各人は、高齢の知的障害者支援、行動障害が著しい人の支援、罪

を犯した知的障害者の地域定着支援などの知的障害者の支援全般にわたる

専門家を自負できるような力量を身につけ、不断の自己研鑽に努めることが求められています。

本年も職員の一層の資質向上のため、専門家の招聘、先駆的施設・事業所への派遣、研修会の実施等に積極的に取り組んでまいります。関係者の皆様にはこれらへのご協力をお願いする場合もあるかと思

いますが、その節はご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

テーマ

# 福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて Part3

平成23年2月23日～24日（高崎シティーギャラリー）

刑務所・保護観察所等は矯正・更生保護として退所後の社会復帰に向けて取り組んでいます。一方、矯正施設を退所した知的障害者等は福祉サービス利用にうまく繋がることができず、結果として地域での自立が図れず、再犯に至る例も多く見られます。

国は法務省と厚生労働省とが連携し、法務省は、地域での自立を推進するために刑務所や保護観察所、更生保護施設に社会福祉士などの担当者を配置し、厚生労働省は全国に地域生活定着支援センターを設置して出所後直ちに福祉サービスに繋げる事業を平成二十一年度からスタートしました。

しかし、矯正施設を退所し福祉サービスを受けながら、一般社会での自立を目指す場合に一時的な生活の場となる「福祉施設」や「グループホーム・ケアホーム」では、矯正施設を退所した障害者への支援の不安から受け入れがなかなか進まない状況にあります。

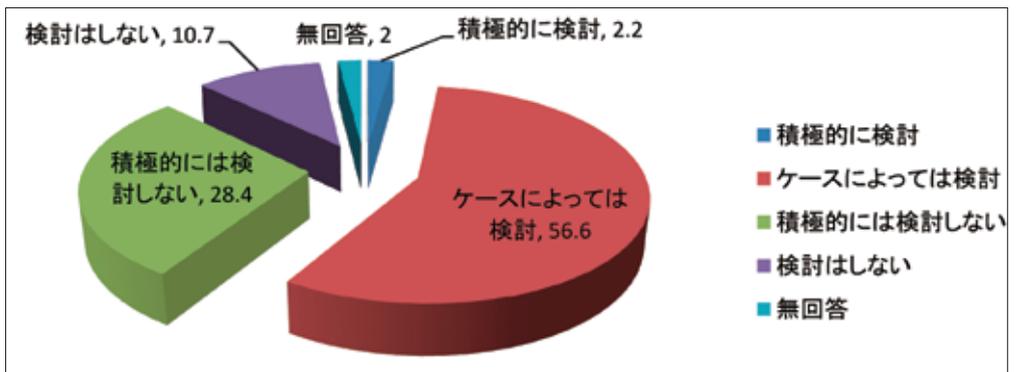
当法人では、平成二十年度からの新規事業として、刑務所等矯正施設から直接、有期限でこれまでに八人を受け入れ

れ、地域生活への移行を目指した支援を行っています。また、平成二十一年度は、施設での支援プログラムや地域での自立した生活を支えるための支援プログラムを開発しました。さらに平成二十二年度

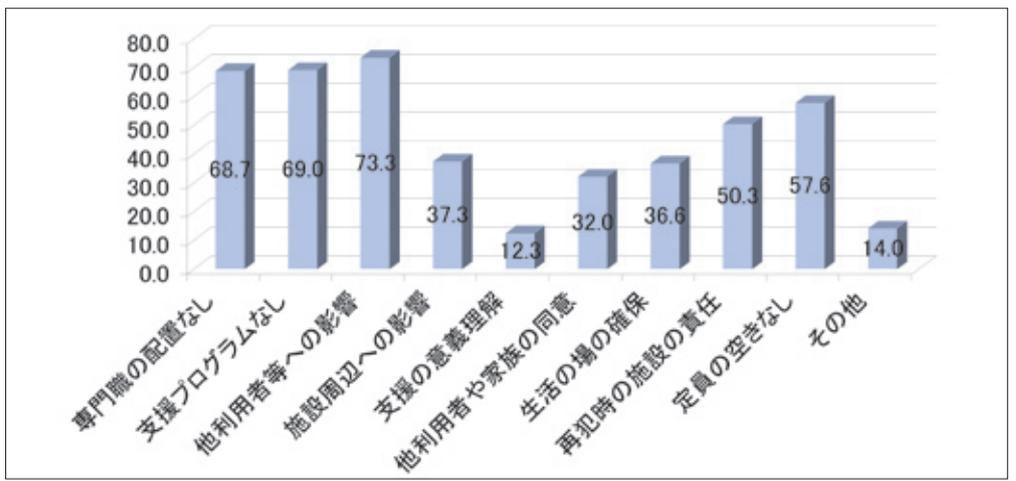
は、厚生労働省障害者総合福祉推進事業として施設で受け入れた後の支援方法について指導的立場となる職員の研修内容の開発をめざして研究を進めております。その研究の一環として全国

の障害福祉施設へ、アンケート調査を実施したところ右図のような状況でした。右図からもわかるとおり、五九割の施設が受け入れについて検討するとの心強い回答が得られました。

Q 今後、矯正施設を退所した知的障害者の入所に関する相談があった場合に対処されますか



Q 入所が困難と考える理由を選んでください。（複数回答）



## ◆ 開 催 要 項 ◆

1. 研 修 会 国立のぞみの園福祉セミナー 2011
2. 主 催 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
3. 日 時 平成 23 年 2 月 23 日(水)～24 日(木)
4. 会 場 高崎シティギャラリーコアホール (住所: 群馬県高崎市高松町 35-1 電話番号 :027-328-5050)
5. 募集人員 300 人
6. 締 切 平成 23 年 2 月 5 日(土) ただし、定員となり次第締め切り
7. 対 象 者 知的障害・発達障害の支援に関わる方、地方自治体等の知的障害福祉関係者、法務関係者、知的障害の福祉に関心のある方々
8. 後 援 厚生労働省、法務省、群馬県、高崎市、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞東京本社前橋支局、上毛新聞社 (順不同)
9. 日 程

### <第1日目> 2月23日(水)

時間	プログラム	講師等
12:30~13:00	〈受 付〉	高崎シティギャラリー 1階ロビー
13:00~13:20	主催者挨拶	遠藤 浩 (国立のぞみの園理事長)
13:30~15:30	シンポジウム 地域定着支援センター事業が始まって2年、矯正福祉現場はどう変わったか。	シンポジスト 増田せつ子氏 (静岡刑務所 社会福祉士) 中川 英男氏 (滋賀県地域生活定着支援センター 所長) 谷村 慎介氏 (いろは法律事務所 所長) コーディネーター 脇中 洋氏 (大谷大学 文学部教育・心理学科・社会学科教授)
15:30~15:40	～ 休 憩 ～	
15:40~18:00	実践報告と課題の検討	シンポジスト 松本 一美氏 (和歌山県地域生活定着支援センター 所長) 大藤恵美子氏 (福島県矢吹しららめ通動寮 主任) 原田 和明氏 (一羊会相談支援センター 所長) 悴田 徹 (国立のぞみの園 生活支援部主任生活支援員) コーディネーター 小林 隆裕 (国立のぞみの園 生活支援部長)
	情報交換会	高崎市役所 21 階レストラン ※希望者 (講師・参加者の懇親会)

### <第2日目> 2月24日(木)

時間	プログラム	講師等
8:30~9:00	〈受 付〉	高崎シティギャラリー 1階ロビー
9:00~10:00	講義Ⅰ 知的障害と犯罪 (知的障害者が犯罪に至ってしまう場合の特徴)	大塚 俊弘氏 (長崎県こども・女性・障害者支援センター 所長)
10:10~11:10	講義Ⅱ 支援と体制 (支援理念の統一と環境)	水藤 昌彦氏 (国立のぞみの園参事、高槻地域生活総合支援センター ぶれいす Be 施設長)
11:20~12:20	講義Ⅲ 支援の技術 (個別支援計画の作り方と具体的支援技術)	脇田 康雄氏 (大阪府立砂川厚生福祉センター 自立支援2課つばさ 施設長)
12:20~13:20	～休 憩～講師への質問受付	
13:20~15:20	会場からの質問にお答えします	回答者 大塚 俊弘氏 (長崎県こども・女性・障害者支援センター 所長) 水藤 昌彦氏 (国立のぞみの園参事、高槻地域生活総合支援センター ぶれいす Be 施設長) 脇田 康雄氏 (大阪府立砂川厚生福祉センター 自立支援2課つばさ 施設長) 司 会 小野 隆一 (国立のぞみの園地域支援部長)
15:20~15:30	閉会の挨拶	篠原 誠一 (国立のぞみの園理事)

※プログラム・講師については、変更の可能性があります。ご承知おきください。

### 10. 参加費 等

- (1) セミナー参加費：無料
- (2) 情報交換会参加費：1名4,000円

### < お申し込み・お問い合わせ先 >

〒 370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2 1 2 0 番地 2  
独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 企画研究部  
F A X . 027-320-1368 T E L . 027-320-1367  
E-mail okada@nozomi.go.jp  
ご質問等につきましては、担当の岡田までお願いします。

**Q** 職員研修として必要または特に受講してみたいプログラムを選んでください。(5つ選択)

分野	内容	実数	%
事業の意義	日本の犯罪の現状	70	9.1
	福祉施設が支援をする意義	343	44.7
制 度	刑事政策について	60	7.8
	更生保護制度について	216	28.1
	障害福祉施策について	98	12.8
知的障害と犯罪	知的障害の障害特性	97	12.6
	犯罪に至る要因 (環境からの視点)	309	40.2
	犯罪に至る要因 (本人からの視点)	300	39.1
支援と体制	知的障害者の犯罪特性	429	55.9
	支援理念の統一の意義と方法	160	20.8
	チームケアの方法とキーパーソンの役割	320	41.7
個別支援計画	支援者へのサポート	225	29.3
	情報の収集と管理	116	15.1
	アセスメント	67	8.7
	個別支援計画の作成	131	17.1
	支援技術	293	38.2

しかし一方では、「他利用者等への影響」への不安が一位に挙げられ、そして、「支援する専門職の配置がない」「支援プログラムがない」ことが多く取り上げられるなど準備不足が指摘されています。結果としてどのような支援して良いかわからないことが、施設等での受け入れが進まない要因と思われる、より一層、職員に対する支援プログラム作成のための職員研修の必要性が認められました。

今回のセミナーの二日目のプログラムは、アンケート調査で関心の高かったテーマ「知的障害と犯罪」、「支援と体制」、「支援の技術」を選択して構成しました。また、演習に替えて、講義内容について会場からの質問に対して講師の皆さんに壇上で回答・討論していただく形式を取りました。

より多くの皆さんのご参加を期待しております。  
(地域支援部長 小野 隆一)

# 行動援護従業者養成研修中央セミナー

○行動援護従業者養成研修中央セミナーとは

当法人では、行動援護に従業者者の質の向上と確保を図るために、平成十八年度より厚生労働省と協議の下に、「行動援護従業者養成研修中央セミナー」（以下「中央セミナー」）を実施し、①要件緩和の位置づけと②行動援護を実施する際のサービスの質の向上に資するプログラムを用意してきました。

これは、都道府県単位で開催されている「行動援護従業者養成研修」の質の向上を図



ることを目標に、講師・インストラクターを養成するための中央セミナーであります。第一回目となる中央セミナーを群馬県内で開催してから

今年で五年目を迎え、これまでに計十三回の中央セミナーを実施しました。平成十九年度までは当法人の所在地である群馬県高崎市

で開催しましたが、その後、行動援護事業の全国的な普及と講師・インストラクターの養成、さらに各ブロックでのつながりを図るために、平成

二十、二十一年度には、北海道、岩手県、宮城県、東京都、京都府、愛媛県、佐賀県及び福岡県の計八カ所で開催しました。

また、平成二十一年度には、これまでに養成してきた都道府県の講師・インストラクターを対象に「行動援護従業者養成研修―都道府県インストラクターパワーアップ編―」を開催し、都道府県養成研修会の進め方や講義や演習のポイントなどについて研修を行ったほか、各都道府県の実施状況や普及状況等について情報交換を行いました。平成二十一年度までの四年間で中央セミナーを終了した従業者数は八八一名となりました。（図1）

○本年度開催地決定にあたり

研修を終える毎に、行動援護従業者養成研修を実施する場合の資料の使い方や、講師等の紹介依頼に関する問い合わせ

図1 中央セミナー修了者状況（平成18年度～21年度）

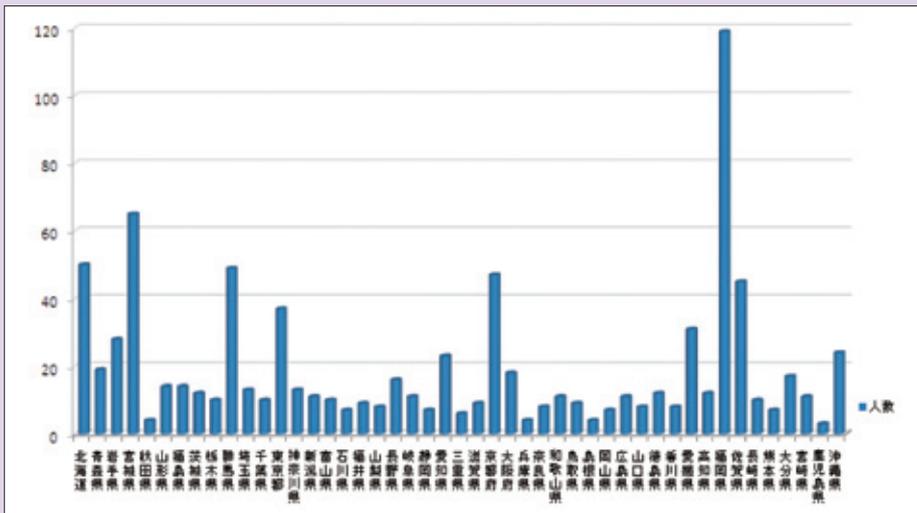
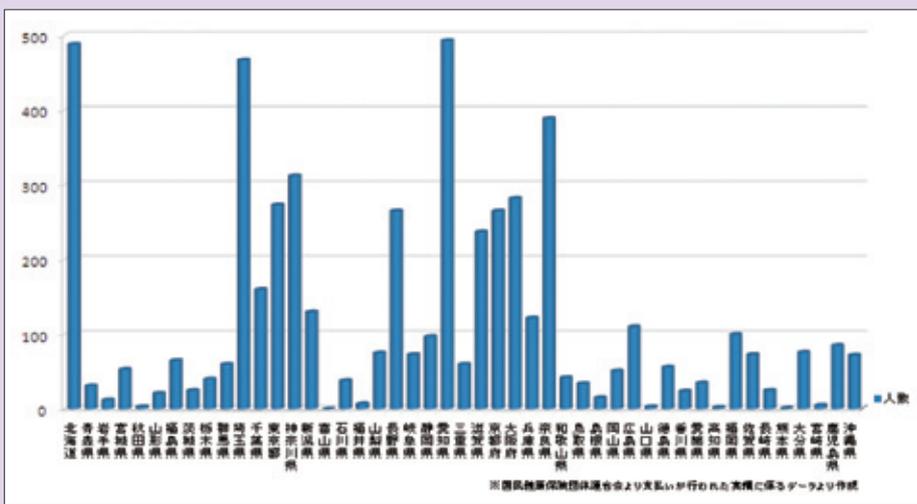


図2 行動援護サービスの都道府県別利用状況（平成22年7月現在）



せをいただき、各都道府県単位で開催される行動援護従業者養成研修会も年々増えてきておりますが、しかし一方においては、行動援護サービスの利用状況や中央セミナーへの参加者状況における地域格差はまだまだ解消されず、都道府県ごとにばらつきがあるのが現状で、サービス提供事業所がないまたは少ない、支援従業者がいなかったり少ない、代替のサービスで提供しているなどが実態としてあがっています。(図2)

これらの現状を踏まえ、本年度、中央セミナーの開催地を決定するにあたり、①比較的行動援護の利用状況が低く、②これまでに中央セミナーへの参加が少ない県で、③開催にあたり協力の得られる県、の三つの項目を検討しました。その結果、本年度は石川県と兵庫県の二カ所で開催することになりました。

○中央セミナー

△石川県研修Vを開催

石川県研修については、九月二十八日(火)から九月三十日(木)にかけて、いわか総合スポーツセンターを会場に開催しました。研修開催にあたり、石川県庁を始め、

県内および近隣の事業所関係者の皆様のご協力を得られたことに感謝致します。

行動援護サービスの普及拡大の目的は、二次障害としての行動障害を持つゆえに支援を受けにくい方たちにその行動特性をふまえる専門性を高めた支援員によるサービス提供により、日常的な支援として提供できる仕組みを全国に整えることにあります。

当法人が主催する「行動援護従業者養成研修中央セミナー」は、行動援護における基礎理解、応用編および演習を三日間のプログラムで構成し、各都道府県における行動援護の普及と従業者の専門性を高めるために実施しています。



【プログラム】

<第1日目> 1月24日(月)

時間	プログラム	講師等
9:15~9:35	〈受付〉	
9:35~9:45	オリエンテーション	
9:45~10:00	開講式・主催者挨拶 ・県庁関係者挨拶	遠藤 浩 [国立のぞみの園 理事長] [兵庫県]
10:00~12:00	「行動援護を理解する」 ～制度の成り立ちと支援 の実際～	講師 中村 隆氏 [(社福) 共栄福祉会ホームヘルパー ステーションゆんた 管理者]
12:00~13:00	～ 昼食 ～	
13:00~14:50	「行動援護の基本 I」	講師 藤井 巨氏 [NPO 法人みらい 事務局長]
15:00~17:00	「行動理解の基礎」	講師 松田 裕次郎氏 [滋賀県社会福祉事業団企画事業部 主査]

<第2日目> 1月25日(火)

時間	プログラム	講師等
8:50~9:00	〈受付〉	
9:00~12:00	【演習】 「行動援護の技術 I」 ～アセスメントの実際～	講師 安井 愛美氏 [サポートセンターびっころ 代表]
12:00~13:00	～ 昼食 ～	
13:00~17:00	【演習】 「行動援護の技術 II」 ～サービス改善プラン～	講師 安井 愛美氏 [サポートセンターびっころ 代表]

<第3日目> 1月26日(水)

時間	プログラム	講師等
8:50~9:00	〈受付〉	
9:00~11:45	【演習】事例分析 ①～グループ演習～	講師 桑原 綾子氏 [NPO 法人ライフサポートここはうす 所長]
11:45~12:45	～ 昼食 ～	
12:45~15:50	【演習】事例分析 ①～グループ演習の発表～	講師 桑原 綾子氏 [NPO 法人ライフサポートここはうす 所長]
15:50~16:40	【総括】 まとめと復習 ほか	講師 安井 愛美氏 [サポートセンターびっころ 代表]
16:40~16:55	地方研修の進め方 ほか	講師 田中 正博 [国立のぞみの園 参事]
16:55~17:00	閉講式・修了証授与 ・閉会挨拶	

※ ただし、プログラム・講師については、変更の可能性があります。ご承知おきください。

○本年度最後の中央セミナー  
△兵庫県研修Vの開催について

本年度二回目は、一月下旬に兵庫県尼崎市で開催致します。ぜひ多くの方々にご参加いただき、地域における行動援護の定着、発展へと広がるよう、ご協力、ご支援をお願い致します。

1. 開催日  
平成二十三年一月二十四日

(月) 二十六日(水)  
2. 会場  
尼崎商工会議所会議室7F

3. 主催  
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
4. 後援  
厚生労働省(申請中)、兵庫県(申請中)  
5. 対象者  
都道府県研修のインストラクター候補者等  
6. 募集人員…八十名  
7. 参加費

8. 申込期間  
平成二十三年一月七日(金) 一万円(資料代含む)

9. お申し込み・お問い合わせ先  
企画研究部企画研修課養成  
研修係 岡田・岩田  
(TEL) 027-320-1367  
(FAX) 027-320-1368  
(企画研究部企画研修課 養成研修係長 岡田みゆき 研究課研究係 村岡 美幸)

# 知的障害者の 認知症罹病実態の全国調査

## 速報

知的障害者の高齢化に伴い、以前はあまり問題として表層化してこなかった認知症に関する問題が多方面より聞こえてくるようになってきました。しかし知的障害者の認知症についての研究は、海外では多く行われているにもかかわらず、日本においては散見するにすぎず、その実態、発見方法、ケアの方法等について明らかにっていないのが現状です。

そのような状況から当法人では「知的障害者用認知症スクリーニングスケール Dementia Screening Questionnaire for Individuals with Intellectual Disabilities (DSQIID)の日本語版の開発」の研究に着手しました。

DSQIIDは、二〇〇七年にイギリスのShounitro Deb教授らによって開発された知的障害者用認知症判別尺度です。一般的に知的障害者の認

知症は、知的障害ではない人の認知症より発見が困難とされていますが、DSQIIDはこれまで開発されてきた知的障害者用のそれと比べて検出力に優れていると報告されています。日本における実用化ま

ではいくつか手続きを踏む必要があるのですが、今回はその手続きの一環として「入所施設で生活する知的障害者の認知症罹病の実態に関する調査」を行いましたのでその結果を報告致します。

### 調査の概要および調査結果

調査期間…

二〇一〇年十月一日～十五日まで

調査対象…

一四二三施設（全国の知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、厚生統計協会、平成十九年社会福祉施設等調査報告を台帳として使用）

調査方法…

往復がきによる自記式郵送調査

回収率…

六六・五割（回収票数九四

六票）

質問項目…

- ①「入所利用者の合計数」、
- ②「医師に認知症と診断されている人の数」、③「認知症の診断はないが認知症様周辺症状があり認知症の疑いがある人の数」、としました。

①入所利用者数合計

五八六六六人

返信があった九五四施設の知的障害者の入所利用者の総計は五八六六六人でした。

②うち知的障害者で認知症罹病者数合計 三九七人

このうち、医師に何らかの方法で認知症と診断されている人の総計は三九七人でした。なお、あくまで目安としてのものですが、今回の調査においての入所施設で生活する知的障害者の認知症の罹病率は〇・七割（罹病者数総計÷入所者数総計×一〇〇）という結果でした。

③うち知的障害者で認知症の疑いがある者合計 一〇三〇人

また、医師に認知症の診断は受けていないけれども、認知症様の周辺症状（たとえばこれまでにはみられなかった

夜間徘徊、物とられ妄想、異食等が想定されます）が出現している人の数の総計は一〇三〇人でした。

以上のように簡易的な調査ではありませんが、知的障害者の認知症罹病の全国状況が少し見えてきたのではないかと思います。

今後、知的障害者の高齢化はますます進行していきまします。それに伴い認知症に罹病する人の割合もより高まってくることは自明です。しかし一般の認知症罹病者に開発された効果が報告されている診断ツールや療法は、元々記名力等に障害がないことが前提に作られているため、知的障害で認知症罹病者には適さないことが多いとされています。

知的障害者が高齢化し、認知症に罹病したとしても質の高い生活を継続して送っていくことができるよう、発見ツールの開発と支援ノウハウの確立は焦眉の急と考えております。当法人においては、この問題について引き続き取り組んでいく所存ですので、今後とも調査、研究へのご協力をお願い申し上げます。

（企画研究部研究課主査

木下 大生）

# 国立のぞみの園 における 成年後見制度について

☆「成年後見制度」とは  
まず成年後見制度について  
簡単に説明いたします。

成年後見制度は、介護保険  
制度とともに平成十二年四月  
に施行されました。介護保険  
制度による介護サービスが、  
「措置」から「契約」へと移  
行したため、その契約行為を  
補完する目的で成年後見制度  
も施行されました。

知的障害、認知症、精神障  
害などの理由で判断能力の不  
十分な方々は、自分が所有す  
る預貯金や年金、不動産等の  
財産を管理したり、身の回り  
の世話のために施設等への入

表 年度別成年後見制度利用者  
(平成22年11月1日現在)

年 度	後見制 度者 利用者	現 在 入 所 利用者
H. 12	5	5
13	5	3
14	9	8
15	22	18
16	5	4
17	7	5
18	12	7
19	7	7
20	8	3
21	12	10
22	5	5
合計	97人※	75人

※地域移行者・死亡退所者を含む。

所や介護などのサービスの契  
約を結んだり、遺産分割の協  
議をしたりする必要があつて  
も、自分でこれらのことをす  
るのが難しく、自分に不利な  
契約を結んでしまう可能性も  
あります。このような判断能  
力の不十分な方々を保護し、  
支援するのが成年後見制度で  
す。

成年後見人はその業務とし  
て、財産管理、身上監護（治  
療・入院時の契約、障害福祉  
サービス契約、介護サービス  
契約）、日常の金銭管理を行  
います。知的障害者の分野に  
おいても、平成十五年四月よ

り「支援費制度」の施行とと  
もに障害福祉サービスが「措  
置」から「契約」へと移行し  
たため、その契約行為補完の  
ための成年後見制度が広く行  
われるようになりました。

「後見制度」には法定後見  
制度、任意後見制度がありま  
す。紙面の都合上詳細は省き  
ますが、「国立のぞみの園」

の後見制度利用者の場合は、  
成年後見人に親族をたてるこ  
ともありますが、親族が見つ  
からない等で親族後見人を立  
てるのが不可能な場合およ  
び、家族等の状況によりその  
後見人を第三者（弁護士・司  
法書士等）に依頼することも  
あります。

いずれにしても本人の利益  
を考えながら、本人の代理と  
して本人の保護・支援を行う  
のが成年後見人です。

☆「国立のぞみの園」におけ  
る成年後見制度の利用状況  
について

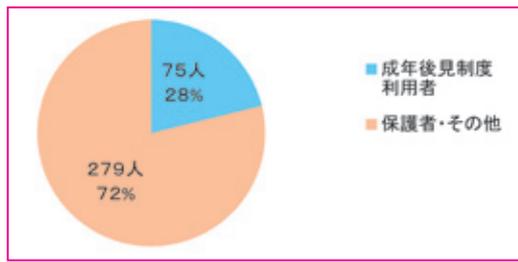
次に「国立のぞみの園」の  
成年後見制度の利用状況につ

いて説明いたします。

「国立のぞみの園」入所利  
用者のこの制度の利用状況で  
すが、表に示したように、制  
度が始まってから、現在（平  
成二十二年十一月一日）まで  
に九十七人（この中には地域  
移行した人や死亡退所した人  
も含まれています）の方がこ  
の制度を利用しています。平  
成二十二年に五人の方が手続  
きを行ったのを始めとして確  
実にその数を増やしてきてお  
ります。

また、図で示したように、  
平成二十二年十一月一日現在  
で、入所利用者三五四人中、  
約三割（七五人）の方が成年  
後見制度を利用しています。  
さらに、現在手続きを申請中  
の方も三人おり、後見制度の

図 国立のぞみ園の利用者における成年後見制度  
利用者の人数及び割合(平成22年11月1日現在)



ことを詳しく知りたいの保  
護者からの問い合わせも届い  
ております。

こうした後見制度利用の主  
な理由として、①保護者の高  
齢化または死亡による。②利  
用者の高齢化に伴う親族亡失  
による（この場合は、援護の  
実施市区町村長または住所地  
である高崎市長の申し立て）  
等が挙げられます。また、地  
域移行対象利用者について  
も、のぞみの園との契約解除、  
新たな移行先での利用契約が  
必要となるので、親族がいな  
い、または親族と連絡がつか  
ない利用者につきましてはこ  
の制度を利用しております。  
このように、のぞみの園で  
は利用者の財産保護、権利擁  
護の観点から成年後見制度の  
利用申し立て及び手続き等  
お手伝いしております。

なお、成年後見制度の手続  
き等でご不明な点、ご質問等  
がありましたら遠慮なく「国  
立のぞみの園」援助調整係ま  
でお尋ねください。

電話・メール・FAX等お  
待ちしております。

TEL027-320-  
1460 [FAX兼用]  
(事業調整部サービス調整室  
援助調整係長 林 教行)

# 精神科病院に社会的入院をしていた 知的障害者の受け入れと支援の実際①

第一次寮再編成で新設された、特別支援グループ「あじさい寮」は、自閉症等による行動障害等を有しているために日中活動や生活上の支援が著しく困難な利用者を対象として支援を行っていました。第二期中期計画に掲げられた「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する」とした目標に沿ったサービスモデル等を構築するため、平成二十二年三月より、

激しい粗暴行為や施設では対応しきれないパニック等の強度行動障害により、精神科病院に長期に社会的入院をしていた知的障害者Aさんの有期限（最長で三年間）による受け入れを始めました。

広汎性発達障害の診断を受けているAさんを受け入れるにあたって、前施設での数年间にわたる個別支援計画書・まとめ等の資料を収集し、入院していた精神科病院を訪問

するとともに、後日、あじさい寮で作成した特性シート（アセスメント表）を送付し、記入後の集約をもって、大きな全体像をつかみ、そこから得た情報（本人の得意とするもの・苦手とするもの）を活かした支援の組立（構造化・スケジュール提示の方法・支援方針と環境作り）を行いました。入所当時のAさんは、

すべての面で職員への依存度が高く、表情も暗く不安な様子が見られ、その不安が他者への粗暴行為や物品の破損行為の誘引となるパニックを起こしていました。

入所して九か月が経過する今、スケジュール提示や構造化が本人に安心感をもたらした結果として、あじさい寮での生活も安定し、同室の利用者にも慣れ、デイルームで過ごすことも多くなっています。通い始めは座り込んでしまった作業棟への往復も、他の利用者にも多くなっています。通い始めは座り込んでしまった作業棟への往復も、他の利用者にも多くなっています。

Aさんへの支援のポイントを「見通しが立つ生活」として、場面ごとに感じる不安感を減らすことで生活の安定に繋がる支援を心掛けました。「本人にわかりやすい提示方法」、「困っていることは何か」という視点に立ち、文字によるスケジュール提示や強化子（活動の動機付けとなる物や報酬）の導入、指示書の活用などを場面に合わせて導入し、職員すべてが統一し

た支援を行ってきました。また、当診療所の精神科医師や臨床心理科職員と連携し、各分野からパニックの原因追及とアセスメントを進め、ケースカンファレンスを重ねることで、障害特性や行動特性の理解が進み、望まれる支援が行えるようになってきています。

入所して九か月が経過する今、スケジュール提示や構造化が本人に安心感をもたらした結果として、あじさい寮での生活も安定し、同室の利用者にも慣れ、デイルームで過ごすことも多くなっています。通い始めは座り込んでしまった作業棟への往復も、他の利用者にも多くなっています。

り、確実に生活の幅が広がってきていることを実感しています。

しかし、Aさんの特性を十分理解するには、まだまだ多くの時間を必要とします。

今後も受け入れ当時に掲げた「生活の安定」という目標に向かい、日々の支援の中から得られるインフォーマルなアセスメントの収集を通じて、Aさんの特性理解をさらに深め、自立課題や日中活動あるいは行事や外出等をとおして成功体験を積めるように配慮していく事が必要と思われます。そのためにも、Aさんと支援員との信頼関係を重視し、医師や臨床心理士等と交えた支援者間での情報の共有を図りながら、「Aさんのためになる支援は何か」、「生活の充実に必要なスキルは何であるのか」という問い掛けを常に持ち、早期の地域移行に向けた統一した支援を行うこととしています。

（生活支援部第一課

あじさい寮生活支援員

鹿島 崇弘

## 就労移行支援事業の取り組み①

# 一般就労に向けての訓練等の様子



作業を行う前の朝礼の様子

給食関連会社です。その中には、当法人が新たな取り組みとして行っている「矯正施設等を退所した者」二人が含まれています。

今回は、「就労移行支援事業の取り組み①」として、当法人が行っている就労に向けての訓練等の取り組みの様子について記していきます。

就労に向けての訓練等の取り組みの一つは、施設内・外の作業訓練の場を活用し、職業準備性（就労準備性）を高めていくことです。最も大事なことは作業手順や技能を覚えることではなく、就労に向けた作業能力や態度の向上を目指すことにあります。

当法人の就労移行支援事業を利用する利用者は、最初の1〜3か月間は、施設内訓練として施設内で栽培を行っている「しいたけ」の菌床の移動や散水等の軽微な作業を行い、徐々に収穫や選別といった判断を必要とする作業を体

験してもらいます。作業訓練の実施に当たっては、なるべく作業環境を企業内で働いているように場面設定し、それぞれの作業工程をおおして、本人の適正を把握するようにしています。また、三か月ごとに行われる個別支援計画の評価を実施し、次のステップにつなげていきます。

施設外訓練としては、マンションの清掃やクリーニング会社のタオル畳み作業、一般農家で夏季限定の野菜の袋詰め作業を行っています。



クリーニング会社での作業体験の様子

施設外訓練の目指すところは、働くことをイメージできない利用者のために、いろいろな作業を通して働くことの意味について経験し、具体的に学んでもらうことを第一に考えています。また、いろいろな作業体験をすることにより、適性や課題の把握ができ、また、作業能力等が向上することに伴い、自分にもできるという自信につながり、「実習をやってみたい、働いてみたい」という就労意欲の向上を図ることが期待できると思われれます。施設外訓練についても、それぞれの作業内容に応じて、理解度・スピード・正確性等について、三か月ごとに個別支援計画の評価を実施し、次のステップにつなげていきます。

その他の取り組みとして、「ちゃれんじ活動」があります。これは、就労に向けての社会生活技能訓練として、社会人として自立するために必

要な基礎体力作りや学習を、毎週金曜日の午後を実施しています。訓練の内容としては、広大な敷地を利用し、早足で四キロの歩行活動を行い、第一週目は体を動かす（スポーツ等）訓練、第二週目は挨拶・マナー訓練、第三週目は履歴書の書き方・電卓の使い方訓練、第四週目は会社見学、第五週目があるときには調理実習を行っています。また、日々の朝礼も訓練の一環として、朝礼時の進行役を利用者（当番制）に行わせて、人前で話す訓練を実施するほか、実習先の相談や実習前で不安が高まっている利用者に対しては、個別相談の時間を設け、精神的なフォローが出来るようにしています。

障害者の就労は、様々な困難が伴います。一人ひとりの特性を理解し、本人の特性に応じた職種を探すことが一番望ましいものでありますが、現状では限られた社会資源を有効に活用するしかありません。当法人としても、地元の企業や委託先企業に働きかけ、一般就労への道を目指しています。

（就労支援部就労支援課就労移行係長 齋藤 博文）

障害者自立支援法の導入により、施設での日中活動サービスが、介護サービス（入浴、排泄、食事の介護等）と訓練等サービス（自立した日常生活または社会生活、就労等の訓練等）に分けられました。また、訓練等サービスの中には、一般企業等への就労を希望する利用者に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスとして、就労移行支援事業があります。

当法人は、平成二十年十月より就労移行支援事業を開始し、この間三人の利用者の就労を図ることが出来ました。三人の就労先は、福祉施設での清掃員、コンビニエンスストア、当法人が委託している

# 地域移行者100名に達する

○国立のぞみの園の地域移行者数

国立のぞみの園は、平成十五年十月から新たに独立行政法人として、地域移行支援の取り組みを始めました。

厚生労働大臣から第二期中期目標として、入所利用者数について独立行政法人移行時（平成十五年十月・在籍者数四百九十九名）と比較して三割縮減することという具体的な数字が示されていますが、平成十六年八月の最初の地域移行者から数え、一人ひとりの丁寧な取り組みの結果、平成二十二年十一月に地域移行者が百名に達しました。

## ○地域移行者の概要

旧法人の国立コロナー設立の経緯から、国立のぞみの園の利用者の出身地は、北海道から九州までの全国規模にわたるところが大きな特徴です。それに伴い、百名の地域移行者の移行先の都道府県も北海道から九州まで三十二都道府県にわたっています。

百名の地域移行者の平均年齢は、五十八歳（二十二歳から七十七歳）、平均在籍年数は三十三年六カ月となります。

す。障害程度区分も区分五、区分六が五〇割を占めています。

## ○地域移行先の概要

百名の地域移行先としては、グループホーム・ケアホームへ三十四名、グループホーム・ケアホームへの移行を前提としての障害者支援施設へ十四名（四名がケアホームへ移行）、出身地の障害者及び高齢者施設へ四十三名、通勤寮一名、在宅へ八名（単身世帯二名を含む）となっています。

国立のぞみの園の地域移行は、移行先での地域移行支援を受けることを前提とした施設への移行も含むものにとら

図1 地域移行者数

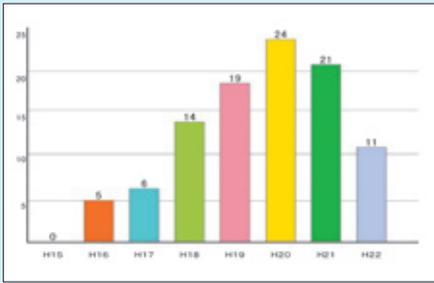


図2 地域移行者 地域移行先都道府県

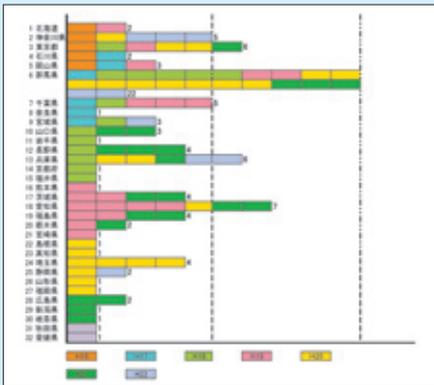
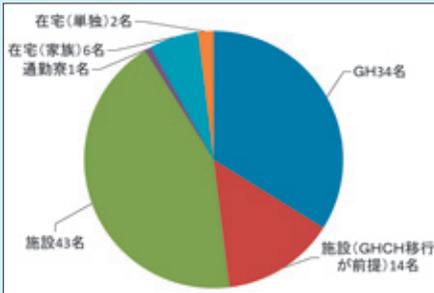


図3 地域移行先内訳



えています。これは、受け入れ事業所において、一旦施設に入所させ、本人の特性および人となりやアセスメントのうえ、グループホーム・ケアホームへ移行させたいという希望があること。ケアホーム

での生活は困難ではあるが、出身地の施設で生活すること、高齢となり疎遠がちな家族と接する機会を増やすこと。障害の重度化、高齢化により知的障害施設の支援より、介護保険施設や身体障害者療護施設および重症心身障害者施設の方がより専門的なサービスが得やすく利用者が本人が安心できる生活が送れると判断された場合などがあげられます。

行に向けた総合的な支援において、保護者・家族の同意を得ることと並びに全国規模にわたる地域移行先の確保というところが大きな課題となっているのが現状です。

国立のぞみの園地域支援部地域移行課地域移行係では、地域移行先の事業所の確保について、各都道府県、市町村、先駆的事业所への協力要請、情報交換などを行いつつ候補事業所の訪問等を実施しています。この訪問結果により、地域移行のための協議・調整を行政、家庭や候補事業所と行い、協議・調整が整った時点において、一人ひとりの利用者の候補事業所見学から体験利用へとつなげています。

利用者・保護者の最終的な同意と移行先事業所の受け入れ準備が合致したところで諸手

続きを経て地域移行に至ります。地域移行後においては、地域移行先への定着支援として、電話や訪問によるフォローアップを行っています。このような一連のプロセスを踏まえて、百名の地域移行者を数えることとなりました。

なお、地域移行係においては、ひとつの移行事例において、訪問・調整、利用者の事業所見学、体験利用、移行というプロセスに四〜五回程度現地に足を運ぶ必要が生じます。

仮に、百名の地域移行に移行先の県庁所在地と高崎の間を五往復したとして、移動距離はおよそ三万五千キロメートルになります。地球から月までの約三万八千キロメートルに相当します。まさに高崎から故郷に向けて、千里の道も一歩からの取り組みといえるものです。

今後ものぞみの園の利用者について、高齢で、医療的配慮ならびに高度な介護を常時必要とする人も踏まえながら、一人ひとりの利用者本人の幸せにつながる地域移行の実現に向けて丁寧な取り組みを継続していくこととしています。

（地域支援部地域移行課長 根岸 隆）

# 診療所の業務内容について紹介



機能訓練・身体リハビリテーション

## 地域の中での診療所の在り方と 施設の診療所として

診療所は、入所利用者の外来受診（内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科）を中心に行っているところでありますが、入所利用者の症状に応じて入院治療も行っております。当診療所は、十三床の入院病床を有しており、施設外医療機関での手術後の治療、疾病に伴う身体機能の低下やがんの治療など多岐にわたっているほか、施設内診療所の機能を生かし、利用者の居住するスペースへの訪問看護等を実践しております。

さらに、早期診断、治療を行えるよう、各種精密検査（MRI、内視鏡（主に消化管）、嚥下造影（VF）、嚥下内視鏡（VE））を実施することが出来ます。利用者の高齢化が進むにつれ、身体機能の低下に伴い様々な障害を重複します。特に日常自立動作の不安定（食事・排泄・更衣の困難）、歩行障害、姿勢保持障害、摂食・嚥下障害、褥瘡・がんの発生などが増加しつつあり、医療支援は不可欠なものとなっております。

診療所に併設する機能訓練科では知的障害児者に特化したリハビリテーションを実施しており、利用者が生活して



摂食・嚥下リハビリテーション

いく上で阻害要因となっている運動機能や日常生活上の障害の改善を図ることを目的とし、リハビリテーションの理念に基づいた治療を行っています。訓練は医師からの処方により、理学療法士が身体状況を評価し、作成した個別プログラムに沿って実施しています。また、機能訓練科では地域の知的障害児者に対してリハビリ外来を行っています。

リハビリテーションは多くの専門職によるチームアプローチであり、医師、看護師、理学療法士、臨床心理士、生活支援職員、義肢装具士などの各専門職と連携し、すすめています。

当法人の利用者の重複障害に対して、車いすや補装具の必要性が高まっており、個別にシーティングの援助相談を行っています。その人に合った座位姿勢を保持することで、臀部・腰部の痛みの緩和、褥

瘡の予防と改善、不良姿勢から生じる誤嚥の予防を図っています。

次に、子どもの知的障害・発達障害の医療支援は、当診療所の大きな特色です。現在は就学前・小中学生の児童が主な対象となっており、精神科医師と臨床心理科スタッフが中心となり広汎性発達障害、ADHD、学習障害などの医学的診断とその対応、療育的指導を行いながら、さらに学校や児童相談所と連携した総合的支援を行っています。

最近では、児童養護施設や児童自立支援施設からの紹介受診も増えてきており、当診療所が県内における子どものメンタルヘルスケアの中心拠点となりつつあります。

当診療所の臨床心理科では三人の臨床心理士が、当法人や地域で生活している知的障害や発達障害をもった方たち



家族心理教育

に心理的支援を行っています。心理相談、心理アセスメント、心理療法が支援の柱です。障害をもった方たちが抱える様々な困難や問題について、保護者、支援者等から相談を受け、問題の経緯や状態、本人の特性等を心理検査等でアセスメントし、個別支援につなげます。カウンセリングや応用行動分析、箱庭療法等を行い、スノーブレンを取り入れたリラクゼーションルームも活用し、日常生活の困難改善に取り組んでいます。知的障害や発達障害をもった子どもたちに対して、社会生活を円滑に送ることが出来るよう自立を目指した療育支援も行っていきます。

また、障害をもつ子の保護者を対象に家族心理教育のグループセッションを月一回行っています。現在はライフステージに沿った形で児童期と思春期の二グループで実施しており、それぞれの家族より得られたスキルや対処を相互に学び、子育てに対する不安を共有することで孤立感を軽減し「人と繋がっている」感覚をもっていただくことが何より大切であると考えています。（診療所長 有賀道生）

## 「摂食・嚥下の基礎知識」の発刊について

当法人では、食事支援に関する知識・技術の普及を重要課題と捉え、2008年4月に「摂食・嚥下チーム」と「摂食・嚥下の基礎知識編集委員会」を設置して、この小冊子の発刊にあたりました。



価格 600円  
(消費税、送料込)

摂食・嚥下の問題に関わりを持つ、障害者支援施設等で働く方々にご活用いただき、それが利用者の皆さんのQOLの向上につながることを期待しています。販売をしておりますので、ご興味がある方は下記の方法にてお申し込みください。

### お問い合わせ／お申し込み

企画研究部 企画研修課 企画調査係  
TEL. 027-320-1322  
FAX. 027-320-1368

## 編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてご連絡をいただけますと幸いです。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、ご連絡をよろしくお願い致します。

## 「紀要第3号」の発刊について

この度『紀要第3号』を発刊致しました。『紀要』の創刊は平成19年で、今年が3年目になります。刊行は年1回で、内容は各年度に行った調査研究をとりまとめたもの、学会で報告した際の学会要旨等が掲載されております。掲載論文数は第1号が10本、第2号が7本、第3号が9本となっております。どれも知的障害者の支援に関連する内容となっております。研究の内容は全国的に行った調査結果のものから、直接支援に関連するものもあり、多岐にわたっております。販売をしておりますので、ご興味がある方は下記の方法にてお申し込みください。



価格 700円  
(消費税、送料込)

### 【目次】

- 第1 厚生労働省 平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
- 1 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究
  - 2 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究（概要）
- 第2 調査・研究
- 1 重度知的障害者施設における相談援助実習のプログラム開発に関する基礎的研究 一国立のぞみの園モデル構築に向けて（中間年度）一
  - 2 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行プロセスの確立に関する調査・研究
  - 3 日本語版 Dementia Screening Questionnaire for Individuals with Intellectual Disabilities (DSQIID) 開発に関する研究
  - 4 地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する事例調査報告
  - 5 知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究
  - 6 知的障害者入所施設からの地域生活移行が移行者に及ぼす効果に関する調査・研究
  - 7 介護を必要とする知的障害者の地域生活支援について 一地域生活体験ホームにおける事例からの検討一
- 第3 学会発表等
- 1 日本発達障害学会第44回研究大会(2009.8.1～2)
  - 2 日本心理学会第73回大会(2009.8.26～28)
  - 3 第15回日本摂食・嚥下リハビリテーション学会学術大会(2009.8.28～29)
  - 4 日本社会福祉学会第57回全国大会(2009.10.10～11)
  - 5 第26回日本障害者歯科学会総会および学術大会(2009.10.31～11.1)

お問い合わせ／お申し込み 企画研究部 企画研修課 企画調査係 TEL.027-320-1322 FAX.027-320-1368

## 矯正施設を退所した知的障害者が、 地域で自立した生活を送るために…

### お問い合わせ／お申し込み

企画調査係  
TEL. 027-320-1322  
FAX. 027-320-1368

罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた、受け入れマニュアル、支援プログラム、事例集等を、多くの表やイラストを使用し、て全頁カラーで分かりやすく紹介しています。施設、事業所別に5種類あります。書店販売をいたしませんので、お申し込みください。

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書（全5編）



別冊① 障害者福祉施設編 (128頁)



別冊② 救護施設編 (118頁)



別冊③ グループホーム・ケアホーム編 (122頁)



別冊④ 地域生活支援センター編 (114頁)



別冊⑤ 更生保護施設編 (100頁)

### 各編共通の目次

- |             |               |
|-------------|---------------|
| はじめに        | Ⅲ 事例集         |
| I 受け入れマニュアル | Ⅳ 資料          |
| Ⅱ 支援プログラム   | V 研究検討委員会委員名簿 |
|             | Ⅵ 参考文献        |

5冊1セット 8,000円 (消費税、送料、ケース代含む)

- ◆A4判 並製本 函入り
- ◆各編 全頁カラー印刷 平均120頁

単体価格 2,000円 (消費税、送料含む ケース別)

### 【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール [webmaster@nozomi.go.jp](mailto:webmaster@nozomi.go.jp)

### 【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (法人事務局) FAX 027-327-7628 (直通) Eメール [info\\_center@nozomi.go.jp](mailto:info_center@nozomi.go.jp)

